

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当たの翌日が休日には、その  
日の翌日がとる)

## 鳥取県規則第六十九号

鳥取港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、鳥取港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例(昭和六十一年十二月鳥取県条例第四十五号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(禁止構築物の建設等の許可の申請)

第二条 条例第二条の許可を受けようとする者は、別記様式による申請書を知事に提出しなければならない。

(書類の提出部数等)

第三条 前条の申請書は、正副二部とし、鳥取港湾事務所長を経由して提出しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 規則

- ◆規則 鳥取港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例施行規則
- ◆人委規則 職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則
- ◆人委規則 地代家賃統制令施行細則を廃止する規則
- ◆人委規則 鳥取県土管土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例施行規則をここに公布する。

昭和六十一年十二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 別記様式（第2条関係）

臨港地区分区内禁止構築物建設（改築・用  
途変更）許可申請書

職 氏名 殿

鳥取港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例第2条の  
許可を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号 □□□-□□□

住 所

姓  
氏  
名  
申請者

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

局 番

構築物の所在する分区名 商港区・工業港区・漁港区・修景厚生港区

構築物の所在地	
種 別	( )
構 造	( )
構 築 物 用 途	( )
面 積	建築 $m^2$ ( $m^2$ ) 延べ $m^2$ ( $m^2$ )
工 事 期 间	着手 年 月 日から 完了 年 月 日まで
申 請 理 由	

鳥取県農地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則  
を以て公布する。

昭和六十年十一月一十六日

鳥取県知事 西 尾 駒 次

## 鳥取県規則第七十號

鳥取県農地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則

農地改良事業分担金徴収条例施行規則（昭和四十五年三月農  
取県規則第三十七号）の一部を次のよつてに改正する。

別表第一の表に次のよつてに加へる。

九 公害防除特別土地改良事業 イ 農用地土壤汚染対策地域にお いて行う事業	工事費（当該工事費について公害 防止事業事業者負担法（昭和四十五 年法律第百三十三号）に基いて事業 者に負担せらるものがある場合は、 これを控除した額）の三十分の一に 相当する額並びに全体実施設計費及 び事務費の合算額（当該合算額につ いて公害防止事業事業者負担法に基 いて、事業者に負担せらるものがあ る場合は、これを控除した額）の百 分の二十九と相当する額の合算額
---	--

注 1 「構築物の所在する分区名」欄は、該当するものを○で囲むこと。

2 「構築物」欄の( )内には、改築（用途変更）前を記入すること。

添付書類 申請に係る構築物の構造及び位置を明らかにする平面図、断面  
図、求積図及び構造図並びに位置図

口 振興山村、過疎地域又は知事が特に必要と認める地域において行う附帯事業

工事費の百分の二十五に相当する額並びに全体実施設計費及び事務費の合算額の百分の二十五に相当する額の合算額

工事費の百分の二十七に相当する額並びに全体実施設計費及び事務費の合算額の百分の二十五に相当する額の合算額

ハ 口以外の地域において行う附帯事業

別表第一の備考に次のように加える。

3 この表において、「農用地土壤汚染対策地域」とは農用地の土壤の汚染防止等に関する法律（昭和四十五年法律第二百三十九号）第三条第一項の規定に基づき、農用地土壤汚染対策地域として指定された地域（当該地域に隣接する地域であつて、当該地域に準じて一体として事業を施行することが必要と認められるものを含む。）をいい、「附帯事業」とは農用地土壤汚染対策地域等において行う公害防除特別土地改良事業と併せて行うことが技術的又は経済的に必要かつ妥当な事業をいう。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の鳥取県県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則別表第一の規定は、昭和六十一年度の分担金から適用する。

地代家賃統制令施行細則を廃止する規則をここに公布する。

昭和六十一年十一月二十六日

鳥取県 知事 西 尾 邑 次

#### 鳥取県規則第七十一号

地代家賃統制令施行細則を廃止する規則

地代家賃統制令施行細則（昭和二十一年十一月鳥取県令第八十一号）は、廃止する。

#### 附 則

1 この規則は、昭和六十二年一月一日から施行する。

（施行期日）  
（鳥取県行政組織規則の一部改正）

2 鳥取県行政組織規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第十三条建築課の項中第四号を削り、第五号を第四号とし、以下一号ずつ繰り上げる。

#### 第十八条の表中

鳥取県建築審査会	鳥取県地代家賃審査会
建築基準法（昭和二十五年法 行政令又は建築主事の処分に対する同意並びに同法施行	地代家賃統制令（昭和二十一年法による知事の行なう地代又は建築主事の処分に対する同意並びに同法施行

年勅令第四百四十三号)第十五条第一項の規定は家賃の停止統制額又は認可統制額の減額に對する異議申立ての裁定及び壁面線の指定等に関する重要事項の調査審議に関する事務

建築課

鳥取

昭和六十一年十二月二十六日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 藏

### 鳥取県人事委員会規則第二十四号

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則

職員の職務の級の分類に関する規則(昭和五十二年一月鳥取県人事委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

定による特定  
面線の指定等  
関する事務

建築課

に改める。

(鳥取県本庁事務決裁規則の一部改正)

3 烏取県本庁事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十七号)  
の一部を次のように改正する。

別表第三建築課の項部長専決事項の欄第十九号を削り、同項課長専決事項の欄第十五号を削る。

所長を

所長

に改める。

附則

この規則は、昭和六十二年一月一日から施行する。

### 人事委員会規則